

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 受給期間中の書類提出等について

様式4「求職活動状況報告書」について

- 求職活動を行ったことを報告する書類として、様式4「求職活動状況報告書」をご提出ください。

3つの項目
全てに☑

または

こちらに☑

<input checked="" type="checkbox"/> 1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けた 回数：(1) 回 7月16日(金) 窓口 <u>別紙の送付</u> 電話・メール・その他
<input checked="" type="checkbox"/> 2回以上、ハローワークでの職業相談等を受けた 回数：(2) 回 (提出書類) 様式5 職業相談確認票
<input checked="" type="checkbox"/> 選1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた 回数：(選1) 回 (提出書類) 様式6 常用就職活動状況報告書
または
<input type="checkbox"/> 生活保護の申請を行った (提出書類) 生活保護の申請書の写し(保護の実務機関(福祉事務所)の受印印があるもの) 月 日 () 申請先: 福祉事務所

- 様式4別紙「自立相談支援機関相談確認書」を、様式4「求職活動状況報告書」とあわせて、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」といいます。）を申請した福祉事務所（以下「管轄福祉事務所」といいます。）に送付することで、「自立相談支援機関の面接等の支援を受けた」ものとして報告いただくことができます。管轄福祉事務所に提出された様式4別紙「自立相談支援機関相談確認書」は、管轄福祉事務所から自立相談支援機関（沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター）へ提供いたします。
- 窓口や電話で、自立相談支援機関の面接等の支援を受けることも可能です。（自立相談支援機関窓口の所在地等については裏面の一覧をご覧ください。）

様式5「職業相談確認票」について

- 公共職業安定所（以下「ハローワーク」といいます。）での職業相談の活動内容がわかる書類として、ハローワークで所要事項の記入を受けた様式5「職業相談確認票」をご提出ください。（ハローワーク窓口の所在地等については裏面の一覧をご覧ください。）
- ハローワークに来所せず、電話等での職業相談を行った場合には、ハローワーク担当者による記入は不要です。受給者ご本人において、相談したハローワークの担当者名を「安定所担当者名」欄にご記入いただくほか、所要事項をご記入の上、ご提出ください。

様式6「常用就職活動状況報告書」について

- 求人先への応募や求人先での面接等の活動内容がわかる書類として、様式6「常用就職活動状況報告書」をご提出ください。
- 求人先への応募、面接については、ハローワークで紹介を受けたものだけでなく、就職情報誌や新聞折り込み広告等の情報により応募、面接を行ったものについても、活動として報告いただくことができます。

※自立支援金の受給期間中は毎月、上記の様式4～6をご提出ください。

※自立支援金の受給期間中に常用就職した場合は、様式7「常用就職届」をご提出ください。様式7の提出後は、収入額を確認できる書類を毎月ご提出ください。

※ご提出先は、管轄福祉事務所となります。

▶裏面にもご案内があります。必ずご確認ください。

自立相談支援機（沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター）窓口一覧

センター名	所在地	電話番号	管轄地域
南部	〒901-1103 南風原町与那覇115-1カマドハウス1階	098-851-7105	西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町
南部支所	〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1-6階 (グッジョブセンターおきなわ内)	098-917-5407	
中部	〒904-2155 沖縄市美原1-11-3	098-923-0881	恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
北部	〒905-0017 名護市大中3-9-1 ろうきん2階	0980-43-0240	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
久米島	〒901-3115 久米島町字儀間5	098-851-8335	久米島町

ハローワーク窓口一覧

名称	所在地	電話番号
ハローワーク那覇	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25	098-866-8609
ハローワークプラザ那覇	〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1-6階	098-867-8010
ハローワーク沖縄	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200
ハローワークプラザ沖縄	〒904-0004 沖縄市中央2-28-1 旧コリンザ3階	098-939-8020
ハローワーク名護	〒905-0021 名護市東江4-3-12	0980-52-2886
ハローワーク宮古	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	0980-72-3329
ハローワーク八重山	〒907-0004 石垣市登野城55-4	0980-82-2327

支給中止について

以下のいずれかに該当した場合、自立支援金の支給は中止となります。

- ① 所要の求職活動等（様式4から様式6により報告。）を行わない場合
- ② 自立支援金の受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
- ③ 申請内容に偽りがあった場合
- ④ 支給決定後、受給者と当該受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
- ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
- ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
- ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
- ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により総合支援資金の再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
- ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から自立支援金を受給した場合
- ⑩ 県が自立支援金の申請書に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請日から2か月後の末日までに県が支援金の申請者に連絡しようとしても連絡が取れない場合